

**議案第42号**

**【児童相談所児童相談課】**

**港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

本案は、「児童福祉法施行規則」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

**【法令改正の背景】**

こども家庭ソーシャルワーカーの資格に係る審査・証明事業の業務について、認定法人が事業を廃止した場合などに限って、こども家庭庁長官が自ら審査・証明事業の業務を行うことを可能とする省令改正が行われました。

**【条例改正の内容】**

条例で引用している児童福祉法施行規則の条項番号を変更します。

**【施行期日】**

公布の日